（船舶抵当権）

第八百四十七条　登記した船舶は、抵当権の目的とすることができる。

2　船舶の抵当権は、その属具に及ぶ。

3　船舶の抵当権には、不動産の抵当権に関する規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を実行して競売の申立てをしないとき」とあるのは、「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれをしないとき」と読み替えるものとする。

（船舶抵当権と船舶先取特権等との競合）

第八百四十八条　船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、船舶の抵当権に優先する。

2　船舶の抵当権と先取特権（船舶先取特権を除く。）とが競合する場合には、船舶の抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

（質権設定の禁止）

第八百四十九条　登記した船舶は、質権の目的とすることができない。

（製造中の船舶への準用）

第八百五十条　この章の規定は、製造中の船舶について準用する。

（国際海上物品運送法の一部改正）

第二条　国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の二」を「第十六条」に、「使用する者」を「被用者」に改める。

第二条第一項中「第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のもの」を「第六百八十四条に規定する船舶」に改め、同条第二項中「する船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者」を「引き受ける者」に改め、同条第三項中「委託する傭船者及び荷送人」を「委託する者」に改める。

第四条第三項中「第九条」を「商法第七百六十条」に改める。

第五条を次のように改める。

（航海に堪える能力に関する注意義務）

第五条　運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一　船舶を航海に堪える状態に置くこと。

二　船員の乗組み、船舶の艤装及び需品の補給を適切に行うこと。

三　船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

第六条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「船積」を「船積み」に、「何時でも、陸揚し」を「いつでも、陸揚げし」に改め、同条第三項中「船積」を「船積み」に、「陸揚し」を「陸揚げし」に改め、同条第四項中「責を」を「責任を」に改め、同条を第六条とする。

第十二条第三項中「引渡」を「引渡し」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第四項中「疑が」を「疑いが」に改め、同条を第七条とする。

第十二条の二第一項中「商品取引所の相場の」を「取引所の相場が」に改め、同条第二項中「第五百八十条第三項」を「第五百七十六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「、一包又は一単位につき」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額

第十三条第一項第二号中「滅失、損傷又は延着に係る」を「前号の」に改め、同条第三項中「船荷証券」の下に「又は海上運送状」を加え、同条第四項中「使用する者」を「被用者」に、「第二十条の二第二項」を「第十六条第三項」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に、「責を」を「責任を」に改め、同条を第九条とする。

第十三条の二中「第十二条の二」を「第八条」に、「責め」を「責任」に改め、同条を第十条とする。

第十四条を削る。

第十五条第一項中「、第八条、第九条又は第十二条から前条まで」を「若しくは第七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条」に改め、「また」を削り、同条第三項中「船積前」を「船積み前」に、「荷揚後」を「荷揚げ後」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（特約禁止の特例）」を付し、第十七条を第十三条とする。

第十八条第一項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「甲板積」を「甲板積み」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「甲板積」を「甲板積み」に改め、「また」を削り、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（商法の適用）

第十五条　第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項（同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第七百五十六条第二項並びに第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。

第十九条及び第二十条を削る。

第二十条の二第一項中「第十一条第四項及び第十二条の二から第十四条まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八条」を「第六条第四項及び第八条から第十条まで並びに商法第五百七十七条及び第五百八十五条」に、「第七百四条第一項」を「第七百三条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任には、適用しない。

第二十条の二第四項中「第十三条第四項」を「第九条第四項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同条を第十六条とする。

第二十一条を第十七条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

（商法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　第一条の規定による改正後の商法（以下「新商法」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の商法（以下「旧商法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

（運送取扱営業に関する経過措置）

第三条　施行日前に締結された運送取扱契約（以下「旧運送取扱契約」という。）並びに旧運送取扱契約に係る運送品に関する運送取扱人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。